

年 月 日

横手市長 あて

住 所
申請者（同意者） 氏 名
電話番号

誓約書兼同意書

私及び同居する関係世帯員（又は近居する関係世帯員）は、横手市三世代同居等促進住まい支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、3年以上三世代同居し、又は三世代近居いたします。

また、要綱第15条に基づき交付すべき補助金の額の確定のあった日から3年を経過する前に、要綱第3条に規定する交付対象者の要件を欠いた場合は、速やかに報告いたします。あわせて要綱第17条に規定する横手市長から補助金の返還命令があったときは、受領した補助金の返還を行います。

なお、交付確定のあった日から3年間、要綱第3条に規定する交付対象者であることを確認するため、市が調査することに同意します。

（参考：交付要綱）

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内において居住する目的で、新たに三世代同居又は三世代近居するため、住宅を新築し、増改築し、リフォームし、又は購入する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）親又は子のいずれかが継続して1年以上市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されていること。
- （2）交付すべき補助金の額の確定のあった日から継続して市に3年以上三世代同居又は三世代近居を予定する者であること。
- （3）この告示による補助金の交付を受けたことがないこと。
- （4）三世代同居又は三世代近居する世帯全員が市税を滞納していないこと。

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- （1）虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認められたとき。
- （2）補助金の交付条件に従わなかったとき。
- （3）補助金の額の確定のあった日から3年を経過する前に三世代同居又は三世代近居を解消したとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。